**（別紙１）**

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は

指定居宅サービス（介護保険法第８条第４項に規定する訪問看護に限る。）若

しくは指定介護予防サービス（介護保険法第８条の２第４項に規定する介護予防

訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

|  |  |
| --- | --- |
| 職　　　　　　　種 | 定　　　　　　　　　数 |
|  |  |

（備考） 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載　　　　すること。